

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年9月14日
【発行者名】	大和証券リビング投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 浦田 喜雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座六丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社 コーポレート本部 部長 安住 健太郎
【電話番号】	03-6757-9680
【届出の対象とした募集内国投資証券に 係る投資法人の名称】	大和証券リビング投資法人
【届出の対象とした募集内国投資証券 の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：その他の者に対する割当 295,055,544円
安定操作に関する事項	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年9月9日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、2022年9月14日開催の本投資法人役員会において発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）

- (3) 発行数
- (4) 発行価額の総額
- (5) 発行価格
- (15) 手取金の使途

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

- 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

(3)【発行数】

<訂正前>

(前略)

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先の関係等は以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		大和証券株式会社	
割当口数		2,667口	
払込金額		301,904,400円(注)	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
	代表者の役職氏名	代表取締役社長 中田 誠司	
	資本金の額	1,000億円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主	株式会社大和証券グループ本社	100%
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している本投資法人の投資口の数(2022年3月31日現在)	-
	取引関係	一般募集(後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義されます。以下同じです。)の主幹会社です	
	人的関係	-	
本投資口の保有に関する事項		-	

(注) 払込金額は、2022年8月25日(木)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

(前略)

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先の関係等は以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		大和証券株式会社	
割当口数		2,667口	
払込金額		295,055,544円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
	代表者の役職氏名	代表取締役社長 中田 誠司	
	資本金の額	1,000億円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主	株式会社大和証券グループ本社 100%	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している本投資法人の投資口の数(2022年3月31日現在)	-
	取引関係	一般募集(後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義されます。以下同じです。)の主幹会社です	
	人的関係	-	
本投資口の保有に関する事項		-	

(注)の全文削除

(4) 【発行価額の総額】

< 訂正前 >

301,904,400円

(注) 発行価額の総額は、2022年8月25日(木)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

295,055,544円

(注)の全文削除

(5) 【発行価格】

< 訂正前 >

未定

(注) 発行価格は、2022年9月14日(水)から2022年9月20日(火)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」といいます。)に一般募集において決定される発行価額(本投資法人が引受人より本投資口1口当たりの払込金として受け取る金額)と同一の価格とします。

< 訂正後 >

110,632円

(注)の全文削除

(15)【手取金の使途】

<訂正前>

本件第三者割当における手取金上限(301,904,400円)については、手元資金とし、支出するまで金融機関に預け入れの上、借入金の返済資金の一部又は将来の特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。)の取得資金の一部に充当します。なお、本件第三者割当と同日付をもって決議された一般募集による新投資口発行の手取金(6,037,295,600円)については、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 3 第32期末後取得済資産及び新規取得資産の概要等」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産(以下、当該特定資産を「新規取得資産」と総称します。)のうち、2022年9月9日付で売買契約を締結した7物件(以下文脈により「本募集による取得予定資産」又は「取得予定資産」といいます。)の取得資金の一部に充当します。なお、残余が生じた場合には、手元資金とし、支出するまで金融機関に預け入れの上、借入金の返済資金の一部又は将来の特定資産の取得資金の一部に充当する予定です。

(注)上記の各手取金は、2022年8月25日(木)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

本件第三者割当における手取金上限(295,055,544円)については、手元資金とし、支出するまで金融機関に預け入れの上、借入金の返済資金の一部又は将来の特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。)の取得資金の一部に充当します。なお、本件第三者割当と同日付をもって決議された一般募集による新投資口発行の手取金(5,900,336,456円)については、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 3 第32期末後取得済資産及び新規取得資産の概要等」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産(以下、当該特定資産を「新規取得資産」と総称します。)のうち、2022年9月9日付で売買契約を締結した7物件(以下文脈により「本募集による取得予定資産」又は「取得予定資産」といいます。)の取得資金の一部に充当します。なお、残余が生じた場合には、手元資金とし、支出するまで金融機関に預け入れの上、借入金の返済資金の一部又は将来の特定資産の取得資金の一部に充当する予定です。

(注)の全文削除

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

本投資法人は2022年9月9日（金）開催の役員会において、本件第三者割当とは別に、本投資口53,333口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）を行うことを決議していますが、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、大和証券株式会社が本投資法人の投資主である株式会社大和証券グループ本社（以下「大和証券グループ本社」といいます。）から2,667口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

（中略）

また、大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日から2022年10月14日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。大和証券株式会社がシンジケートカバー取引により買付けた全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）

<訂正後>

本投資法人は2022年9月9日（金）開催の役員会において、本件第三者割当とは別に、本投資口53,333口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）を行うことを決議していますが、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、大和証券株式会社が本投資法人の投資主である株式会社大和証券グループ本社（以下「大和証券グループ本社」といいます。）から借り入れる本投資口2,667口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

（中略）

また、大和証券株式会社は、2022年9月16日（金）から2022年10月14日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。大和証券株式会社がシンジケートカバー取引により買付けたすべての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）